

議案第 73 号

市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
市川市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

市川市中央公民館	市川市八幡 4 丁目 2 番 1 号
市川市中央公民館菅野分館	市川市菅野 6 丁目 7 番 2 号

を
」

「

市川市中央公民館	市川市八幡 4 丁目 2 番 1 号
----------	--------------------

に
」

改め、同表に次のように加える。

市川市菅野公民館	市川市菅野 3 丁目 24 番 2 号
----------	---------------------

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

理 由

中央公民館菅野分館の移設に伴い施設を拡充し、同分館を菅野公民館として供用を開始するため、その名称及び位置について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。